

# 令和2年11月伊奈町農業委員会総会議事録

令和2年11月24日（火）

## 議 事 録

会 議 名 令和2年11月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和2年11月24日（火）

開会時刻 午前10時05分

閉会時刻 午前11時58分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一

秋山 英章 高山 貢一 青木 久真 大塚 俊雄

蓮見 紳一 戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫

中村 仁

計 14 名

欠席委員（農業委員） 齋藤 勝明

（推進委員） 細田 光一

議事録署名 白幡 武悟 齋藤 誠一

事務局職員 秋山局長、岡野局長補佐、川田係長、工藤主任

### 会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名  
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和2年11月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、齋藤勝明委員より欠席のご連絡がございましたので農業委員10名の出席でございます。

また、細田推進委員から欠席のご連絡がございましたので4名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（10：5開会）

議長

ただいまから、令和2年11月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、白幡武悟委員、齋藤誠一委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

はじめに、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号25番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

## 事務局

第1号議案番号25番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号25番関係資料」をご覧ください。

本案件は、賃貸アパート暮らしの〇〇〇〇〇さんが売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇近くの〇〇〇〇〇〇の脇の道を〇〇〇〇〇〇〇へ抜けている道沿いにある申請地と示したところで8月にご審議いただいた〇〇さんの案件の隣の農地になります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇〇〇にある賃貸アパートに住んでおりますが、手狭になったため、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し

資料6ページから8ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料9ページから11ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果になります。

資料12ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約書の写し。

資料13ページは農振除外の証明書。

資料14ページから15ページは印鑑証明書。

資料16ページから17ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地に当てはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。

申請地はニューシャトルの〇〇〇から約230mの距離にあり、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができるとされております。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付し

てよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の蓮見紳一委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

蓮見紳一委員

現地の方を確認にいつてきました。地権者の〇〇さん宅に行きまして内容を確認してきました。現場は草刈りをしていて若干伸びていましたが、更地のような状況でした。〇〇さんの話ですが、ここを3件くらいに分筆しているが最後の案件だといっておりました。問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

私も現地の方を確認してきましたけど、問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、25番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号26番を議題とします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番26番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号26番関係資料」をご覧ください。

今回の申請地は、以前の委員さんに令和2年の2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和2年8月19日付けで除外認可公告を行ったものです。

本案件は、賃貸アパート暮らしの〇〇〇さんが父親所有の土地を譲受け、自己用住宅を建築する事業計画になります。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇の〇〇〇地区で斜線で示したところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は町内の賃貸アパートに住んでおりますが、両親の面倒や、父所有の農地の維持管理の手伝いのため、実家隣接地の本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し

資料 6 ページから 9 ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料 10 ページから 14 ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果になります。

資料 15 ページは農振除外の証明書。

資料 17 ページから 18 ページは印鑑証明書。

資料 19 ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第 2 種農地に区分されます。第 2 種農地のあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地のおおむね 5 0 0 m 以内に鉄道の駅が存在すること」となっており、また、「鉄道の駅の半径 5 0 0 m の円で囲まれる区域の宅地の面積が 4 0 % を超える場合にあつては、1 km まで区域を延長できる。」とあります。申請地の地区は区域延長に該当いたしまして、〇〇〇から約 7 5 0 m の距離にあります。

また、第 2 種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしましたが、既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の蓮見紳一委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

蓮見紳一委員

現地の確認と〇〇さんのお宅へ伺いました。畑の一部に家を建てたいということで、畑は収穫したあとできれいになっておりました。問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

わたしも現地を見てきましたが問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、2 6 番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を

付して知事に進達することに決定しました。次に、番号27番を議題とします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

#### 事務局

第2号議案番号27番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇〇が賃貸借により申請地を借上げし、公共事業工事の作業及び資材置場に利用し、工事後は農地に戻すといった案件になります。

「第1号議案番号27番関係資料」をご覧ください。

資料1ページ、2ページは申請書になります。

譲受人の〇〇〇ですが、代表取締役がお亡くなりになっている状態ですが、さいたま農林振興センターに確認したところ、代表取締役の変更登記後、申請書の訂正で対応することで協議しております。本総会で内容について審議することに問題はないと回答を得ております。また、譲渡人の〇〇〇〇〇〇ですが、現在17歳ということで、法定代理人の〇〇〇〇〇〇の連名で申請を受けております。

続いて3ページ目は、案内図になります。〇〇〇〇〇の田んぼになりまして、〇〇〇に向かう道沿いの黒塗りで示した農地になります。

資料4ページは理由書になります。事業計画者は町の公共事業である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の改修工事を受注し、工事施工にあたり、本申請地を工事作業場と資材置場として選定したとのことです。なお、工事施工後には現状復旧し農地に戻す一時転用となります。

資料5ページから8ページは土地の全部事項証明書。

資料9は公図の写し。

資料10ページから15ページは資材置場の設置に係る資料、土地利用計画図、現況写真、隣地同意書です。

資料16ページは復旧後の作付け計画書。

資料17ページから22ページは資金調達計画書、見積書、残高証明書です。

資料23ページから29ページは定款。

資料30ページから32ページは譲渡人の住民票と戸籍謄本。

資料33ページは印鑑証明書。

資料34ページは農用地適合証明書。

資料35ページ、36ページは見沼代用水土地改良区の意見書。

資料37ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は農用地区域内農地に区分されます。農用地区域内農地の農地転用は原則不許可ですが、一時的な利用に供するために農地を転用しようとする場合、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実とされる場合には許可できるとされております。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の齋藤誠一委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

齋藤誠一委員

現地を確認してきましたが、すでに収穫が終わっておりきれいな状況でした。一時転用で農地に戻すということなので、問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の中村仁推進委員さん、意見等あればお願いします。

中村仁推進委員

現地を確認しましたが、稲刈りは終わっておりきれいな状態でした。問題はないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、27番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、第2号議案 利用意向調査について議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案利用意向調査について

それでは、利用意向調査についてご説明いたします。

この9月から10月にかけて皆様にご協力いただいた農地パトロールの結果、遊休農地と判定された農地については、農地法第32条第1項の規定により利用意向調査を行うこととなっております。今回の農地パトロールの結果、初めて遊休農地と判定された箇所が対象となります。また、国からの通知により、この調査は毎年11月末までに発送することとなっておりますので、今回皆様にご審議いただくものであります。

ここで本日お配りしております資料をご覧ください。遊休農地に関する措置と関係法令が分かるフローチャートが左側に書いてあります。右側には措置の流れが書いてありますが、この二番目の矢印が今回ご審議いただいております利用意向調査の発出になります。

本来であれば、まずは農地パトロールの結果を集計してご報告すべきところですが、農地台帳システムの都合上まだ集計が完了しておりません。来月の総会において、遊休農地の増加面積や解消面積をまとめたものを皆様に配布する予定でありますので、ご理解のほどよろしく願います。では、関係資料をご覧ください。

1ページは令和2年度利用意向調査概要となっております。

二段目の調査対象面積とあるのが、今回利用意向調査を行う農地の総面積、つまり、今年初めて遊休農地と判定された農地面積であります。調査対象人数は4名、筆数は4筆であります。ちなみに、昨年は8名の12筆でした。回答期限は来年の一月末日に設定しております。

2 ページは今回の対象地の一覧です。

3 ページは実際に送付する利用意向調査書の例です。

回答にあたっては5 ページの注意事項を読みながら記入していただきます。

補足ですが、この調査の最終目的としては、農地中間管理事業の利用にうまくつなげるという狙いがあります。中間管理事業の利用意向が表明された農地についてはさいたま農林振興センターや県の農林公社、JA などを交えて今後の活用について検討会を開き、中間管理事業が利用できそうな区域については本格的に担い手をさがしていくという方向で現在動いております。説明は以上になります。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

加藤泰三委員

固定資産税の課税の強化とあるがどういうことか。

事務局

利用意向調査の回答で2 以外を選択した場合で、荒れた農地の改善が確認できなかった場合、その土地について農地中間管理機構と協議を勧告し、町の固定資産担当課に情報を提供する流れになっております。

青木久眞委員

今回の調査の内容について確認したいが。

事務局

今回の調査について取りまとめたものを改めてご提示できるよう進めておりますので、次回以降の総会で提供できればと思います。

大塚俊雄委員

今回の意向調査対象地以外の荒れている土地については、どういった対応をするのか。

事務局

今回の利用意向調査の対象者は、今回行われた農地パトロールで初めて荒れていると確認ができた土地になります。大塚委員さんがおっしゃったとおり、以前から荒れている農地はこの調査の対象とはなっておりませんが、伊奈町農業委員会の活動の事務局案といたしまして、荒れている農地のデータベースを作成し、担当地区の農業委員、推進委員で個別に訪問して、地権者に対して今後の農地の管理について意向を調査するなどの活動を考えているところでございます。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。利用意向調査（案）のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、利用意向調査（案）のとおり決定いたしました。続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。秋山局長よろしく願います。

秋山事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況



議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- ・農業委員会視察（大針地区耕作条件事業見学）
- ・配布物（手帳、キャップ、農業者年金普及資材）

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

12月24日木曜日、第1会議室午前10時00分で調整をお願いします。

以上で、本日の議事は終了しました。

これをもちまして、閉会とします。

(11:58閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和2年11月24日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_